



日本共産党市議会議員団

おぜき栄子
鳥井やすこ

にこっと通信

無料法律相談会毎月第1火曜日 おぜき栄子・鳥井やすこ事務所
相談される方は事前に事務所へ連絡して下さい。TEL(72)7848 FAX(71)8392

第126号

2019年10月20日(日)

足利市田中町789
第3石川ビル3階
市議会議員団

おぜき栄子・鳥井やすこの議案に対する賛否

議案No	内 容	おぜき	鳥井
第12号	表彰条例の改正	○	○
第13号	消費税法等の改正に伴う関係条例の制定	×	×
第14号	令和元年度一般会計補正予算(第3号)	×	×
第15号	市職員の給与に関する条例及び退職手当条例の改正	○	○
第16号	消防団条例の改正	○	○
第17号	令和元年度介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○
第18号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の改正	×	×
第19号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担条例の改正	×	×
第20号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営条例の改正	×	×
第21号	工事請負契約について(南部クリーンセンター大規模補修工事)	○	○
第22号	市民活動センター条例の改正	○	○
第23号	水道事業給水条例の改正	×	×
第24号	森林環境譲与税基金条例の制定	×	×
第25号	都市公園条例の改正	○	○
第26号	市営住宅条例の改正	○	○
第27号	生涯学習センター条例の改正	○	○
第28号	工事請負契約について(総合運動場陸上競技場改修工事)	○	○
第29号	平成30年度一般会計決算	×	×
第30号	平成30年度介護保険特別会計(保険事業勘定)決算	×	×
第31号	平成30年度国民健康保険特別会計(事業勘定)決算	×	×
第32号	平成30年度後期高齢者医療特別会計決算	×	×
第33号	平成30年度太陽光発電事業特別会計決算	○	○
第34号	平成30年度農業集落排水事業特別会計決算	○	○
第35号	平成30年度公共下水道事業特別会計決算	○	○
第36号	平成30年度堀里ニュータウン下水処理事業特別会計決算	○	○
第37号	平成30年度水道事業会計利益の処分及び決算	○	○
第38号	平成30年度工業用水道事業会計利益の処分及び決算	○	○

9月議会報告

会期は、8月29日から9月24日の27日間でした。

主な議案

- ①平成30年度一般会計・特別会計決算
- ②一般会計補正予算
(小俣処分場裁判の弁護士費用)
- ③森林環境譲与税基金条例の制定
- ④陸上競技場改修工事
- ⑤生涯学習センター条例の改正

おぜき、鳥井の両市議は7つの議案と4つの決算認定に反対しました。反対した理由は以下の通りです。

鳥井やすこの反対討論

裁判で全面敗訴したのに弁護士へ高額報酬はなぜ？

議案第14号 一般会計補正予算は、小俣最終処分場裁判の弁護士への報酬金として約4500万円の支払いの採決が行われ、おぜき、鳥井の2名が反対しましたが、賛成多数で可決されました。

しかし、この裁判では市側が全面敗訴し、東京高裁に上告しましたが、高裁から和解勧告を受け、土地を和一億円で購入することで和解をしました。負けた裁判を請け負った弁護士に、なぜ高額報酬を払わねばならないのか、市民感情からも許されません。本裁判にかかる着手金はすでに1881万円も支払われています。

消費税は社会福祉に使われていない

議案第19号の保育料の無償化に反対するものではないですが、その財源として消費税を充てる考え方は、どうして容認する事ができません。消費税は、低所得者への負担が重い、逆進性のある税です。その消費税を社会福祉のために使うと消費税導入

保育の質低下が懸念

議案第18号では、家庭的保育事業を無償化の対象にすること自体には賛成です。ただし、保育を受ける子どもたちの保育環境や安全の質は間違いなく確保されなくてはなりません。

その中で、無償化とセツトの様に経過措置の延長が行われることは看過できない問題です。保育の質を上げなくても容認されることとなります。

時から謳ってはいませんが、30年を経た今、現状の社会福祉の状況を見ても、福祉が充実した実感はないのが現実ではないか。社会福祉充実の財源を消費税に求める愚を、これ以上重ねることは、将来にわたって豊かでない人たちに重い負担を強いることになると、この条例改正には賛同しかねます。

保育料は副食費を含め無償化を！

議案第20号では、条例の改正に伴い、給食の副食費において、利用者負担額が見直されるとともに、保育施設での徴収を行うこととなります。国が保育料を負担することでも6ヶ月で5000万円ほどの負担額が減少するとの試算もあります。副食費についても保育にかかる費用とみなし、無償化にすることに取組むべきです。

国の法改正の内容に百分合致した条例を作ることで、市民にとってより充実した条例を作ることが、地方自治体の役割です。また実費徴収を保育施設側に担わせることに伴う負担増は保育の質を確保する妨げになります。

森林環境税は税の二重取り

議案第24号は、森林環境譲与税基金条例の制定についてです。

温室効果ガス削減目標の達成や、森林の公益的機能による恩恵を口実に、本来、国や温室効果ガスを排出する企業が引き受けるべき負担を、国民個人に等しく押し付けることなどの問題があります。

本県には2期目に入った元気な森づくり県民税事業があり、県民税均等割に年700円加算されています。県民税事業で実施している奥山林や里山林整備は重要ですが、日本共産党は目的税で県民個人の負担を求め、一貫して反対してきました。森づくり県民税と森林環境税は、事業内容が重なる部分があり「二重課税」になります。県民個人の税負担の廃止を含めた抜本的見直しを行うよう求めます。



**おせき栄子の
反対討論**

**消費税増税を理由に
公共料金を値上げ**

議案第13号で消費税10%増税が予定されているとして、10月1日から公民館などの使用料、水道料金、し尿処理、ごみ処理などの手数料、公共料金等の引き上げを上げ、市民への影響は、千四百万円の影響増です。小山市では、市独自の使用料金などの引き上げは、しない。栃木市は、現在5%分の消費税を転嫁している使用料などは、3月まで引上げをしないとしています。市民負担を強いる公共料金の消費税増税による値上げは、見合わせるべきです。

**事業者の更新
手数料は無料に**

議案第23号は水道事業給水条例の改正については、消費税率の引き上げに伴う水道料金、加入金の引上げと指定給水装置工事事業者の更新を5年ごとに変更し、更新手数料を更新ごとに1万円を支払うことにするものです。水道料金、加入金の税率引き上げは反対です。

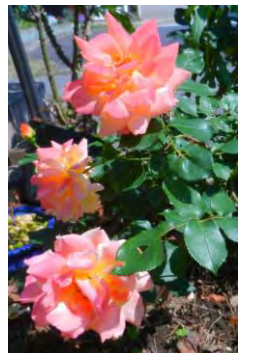
**小保処分場裁判で
議会軽視が明らかに**

議案第29号 平成30年度足利市一般会計決算については、歳入は約54億4千万円、歳出は約52億5千万円です。総務費は、マイナンバーカード交付事業費に約1300万円、カード交付率10.8%です。情報漏えいなど市民を危険にさらす制度は、これ以上すすめるべきではありません。衛生費の賃借権確認等請求控訴事件解決金(小保最終処分場)は、地主に11億3600万円を支払いました。土地取得には、賛成しました。しかし、この裁判に出る前に議会での十分な議論を経ず、行っていたことが弁護士との契約書で明らかになりました。2013年(平成25年)12月27日に、土地賃貸借契約更新、賃貸借条件を巡る紛争で着手金を105万円を支払っていました。本来ならば、ここで議会に報告をすべきでした。ここで十分な議論をしていなければ、多額な税金を支払うことにならなかつたのでないか。無駄な税金をかけた責任が問われます。今回のような重要な問題に税金を投入する場合には、必ず議会で議論するべきです。



街頭から9月議会の報告を行う

市のホームページによると指定工事者は市内は90事業者、市外は、100を越える事業者となっています。地元業者を優先にした対策を講じるべきです。5年ごとの更新手続きは、必要と考えますが、事業者の市民サービスの向上を目的に考えるのであれば再更新時は、無料にするべきです。



**3つの特別会計
決算の認定に反対**

①議案30号、介護保険特別会計は、第1号被保険者の介護保険料の引上げが行われ、介護保険料の滞納者数が増加しています。介護給付費準備基金が10億円もあり、介護保険料の減免制度をつくるべきです。

②議案31号、国民健康保険特別会計は、県全体の広域となつて初めての決算となりましたが基金繰入金金の7億円は使わずにすみ、基金残高は29億円です。国から子どもに対して配分された交付金と基金を使い、国保税の子どもの均等割26400円をなくす努力が必要です。

③議案32号、後期高齢者医療特別会計は、低所得者の保険料の軽減措置が減額となり、滞納者に正規保険証ではなく、4ヶ月間の短期証を発行しています。高齢者泣かせの医療制度は、なくすように国に働きかけるべきです。

おせき栄子の一般質問

**1億円の財源で
副食費の減免を!**

1. 子育て支援について
おせき: 消費税増税を財源とした幼児教育・保育の無償化は、高所得者ほど恩恵を受け、低所得者は、逆に負担増となるのではないかと懸念しています。副食費の減免も無料化の恩恵は受けられる。

**路線バス利用料の
無料継続を!**

2. 障がい者福祉について
おせき: 障がい者の生活路線バス有料化は、これまで市が努力してきた支援の後退ではないかと懸念しています。国・県の通知に従い、一般運賃の5割引きにした。利用者全体でバス事業を支えていく。

**グリホサートの
除草剤は中止を!**

3. 環境政策について
おせき: 迫間自然観察公園の保護は、今後どのように進めるのか。
当局: 自然保護を加味しながら、東部地区開発における土地利用計画と調整を図りながら調査研究を行っていく。

おせき: 今回の無償化により、市負担の軽減分(年1億円)で保護者の実費負担となる副食費の減免制度を創設すべきではないか。
当局: 近隣市町の状況をみて、研究していく。

おせき: 障がい者スポーツセンターの果たしてきた役割を今後も継続してゆくのにか。
当局: これからも継続して提供していく。今後福祉のまちづくりを推進していく。

おせき: 市道、都市公園、学校校庭などの除草は、どのように進めているのか。
当局: 原則仮払い機で除草、一部は除草剤を使用している。

おせき: 発がんの可能性のある、世界的に使用、輸入の禁止が広がっているグリホサートを主成分とする除草剤は、使用をやめるべきではないか。
当局: 内閣府の食品安全委員会が発がん性は認められないと評価されており、引き続き適正に使用する。

消費税2%増税による試算例(年間)

	(円)	(円)
保護者収入	10,000,000	2,600,000
保育料無償	408,000	30,000
2%増税分	120,000	41,600
差し引き額	288,000	-11,600

上記試算では収入1千万円の場合は60%、260万円では80%消費したとすると、低所得者の負担が1万1600円の負担増となる。

市は、路線バス有料化により、障がい者の利用が年間45000人から半減すると予測していることを明らかにしました。障がい者支援の後退です。また、県立高校の統合による市民会館の建替えの候補地が障がい者スポーツセンターとなった場合、代替機能の施設で保障すると回答。既存の他の施設となった場合、障がい者中心の施設利用ができるのか大論議が必要な答弁となりました。

公共施設の除草剤の使用は、より安全性の高い薬剤を求めましたがあくまでも国基準の通りに使用する回答。

